

令和6年第1回定例会 （令和6年2月19日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月19日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
委員長報告	6
企業長提出議案の上程、説明	6
第5号議案に対する質疑、討論、採決	17
第6号議案に対する質疑、討論、採決	18
第7号議案に対する質疑、討論、採決	18
第8号議案に対する質疑、討論、採決	19
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	26
閉会の宣告	26

桶川北本水道企業団告示第3号

令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月9日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1 日 時 令和6年2月19日(月) 午前9時00分

2 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議事日程

令和6年2月19日

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 企業長の一般報告
- 4 委員長報告
- 5 企業長提出議案の上程、説明
- 6 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第5号議案
桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員
条例の一部を改正する条例について
 - (2) 第6号議案
桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管
理者に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 第7号議案
令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
 - (4) 第8号議案
令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
- 7 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

令和6年2月19日（月曜日）

○出席議員（10名）

1番	青野康子君	2番	高橋誠君
3番	榊萌美君	4番	砂川和也君
5番	小久保博雅君	6番	大嶋達巳君
7番	島野和夫君	8番	山中敏正君
9番	にいつま亮君	10番	岩崎隆志君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	三宮幸雄君
事務局長	青鹿秀明君	事務局次長兼総務課長	堀和行君
事務局次長兼施設課長	小菅勉君	副参事兼浄水課長	内田賢一君
業務課長	斎藤寛君	給水課長	渡邊健君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	永井太	書記	守屋遼太郎
----	-----	----	-------

午前 9時07分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（大嶋達巳君） 定足数に達しておりますので、令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（大嶋達巳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△会議録署名議員の指名

○議長（大嶋達巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

8番 山 中 敏 正 議員

9番 にいつま 亮 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（大嶋達巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（大嶋達巳君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多忙のところご参会いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震に伴う応急給水派遣について申し上げます。

1月1日に最大震度7を観測した能登半島地震の発生から一月以上経過しましたが、石川県ではいまだ約3万戸で断水が解消されていない状況です。そこで、日本水道協会埼玉県支部より当企業団に対し応急給水派遣の要請がありましたので、本日から2月24日までの予定で給水タンク車1台を派遣いたしました。

次に、両市の防災訓練への参加について申し上げます。

昨年11月19日に北本市総合公園で実施された北本市総合防災訓練に参加しました。当日は、給水タンク車に接続した給水栓による応急給水や、水道に関する冊子や非常用飲料水袋の配布などを実施しました。市民の皆様には水の重要性をご理解いただいたところです。

また、1月21日に実施された桶川市の防災訓練については、天候不順により規模を縮小して実施となったため、当企業団の参加は見送りとなりました。

次に、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口と配水量の推移に大きく影響されますが、令和6年1月末の給水人口は13万9,905人で、前年同期と比べ563人減少となっております。

昨年4月から1月までの配水量は1,279万2,783立方メートル、前年同期比7万3,747立方メートル、0.6%減少しております。

料金収入であります有収水量は、営業用及び工場用は増加しましたが、一般用、官公署用及び臨時用が減少したことにより、1,182万4,683立方メートル、前年同期比15万3,628立方メートル、1.3%の減少となり、給水収益は前年度比で1.1%減少となりました。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札の状況について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに25件の工事請負契約を締結し、3月にもう一件実施する予定でございます。

次に、桶川市川田谷、上日出谷地区で埼玉県が進めている江川調整池整備に支障となる送水管及び配水管の移設について申し上げます。

送水管の移設工事592.7メートルについては、本年度中に移設完了予定でございます。配水管の移設工事583.8メートルについては、本年度に工事請負契約を行い、来年度に完成予定となっております。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の本年度の事業内訳は、桶川市内2件、北本市内4件の計6件で、更新距離1,138.6メートルとなり、全て本年度に完成予定です。

以上をもちまして、当企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（大嶋達巳君） 日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

砂川和也議員。

○議会運営委員会委員長（砂川和也君） それでは、議長の許可をいただきましたので、報告を申し上げます。

調査結果報告書の1ページをご覧いただきたいと思います。

1、実施期間 令和5年10月16日から17日。

2、調査地 富山県砺波広域圏事務組合水道事業所及び富山県富山市上下水道局でございます。

3、4、につきましては、お手元の資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

5、調査事項 富山県砺波広域圏事務組合水道事業所では、事業概要並びに福野調整槽小水力発電所の報告を記載しています。また、富山市上下水道局では、事業概要並びに水道施設の災害対策の報告を記載しております。

詳細につきましては、お手元に配付してございます調査結果報告書をご参照いただきたいと思います。

以上で桶川北本水道企業団議会、水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（大嶋達巳君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第5号議案から第8号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日もご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につき

まして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第5号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第6号議案 桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、受託工事収益、分担金及び雑収益が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

収益的支出においては、新たに過年度損益修正損を見込むとともに、資産減耗費及び消費税に不足が生じたので増額補正し、原水及び浄水費、配水及び給水費及び受託工事費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

第3条は、資本的収入において、分担金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

資本的支出においては、建設改良費の配水設備費、配水支管整備費、原浄水設備改良費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

次に、第8号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

令和6年度予算に当たりましては、水道事業ビジョンの市民から信頼され続ける水道の基本方針に基づき、安全、強靱で将来にわたって持続する水道として、効率的で環境に配慮した水道施設の構築を目指して予算編成を行ったところです。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万5,740件、年間総配水量は1,514万7,500立方メートル、1日平均配水量は4万1,500立方メートルです。

また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を2億5,362万1,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は30億8,625万1,000円、前年度比0.27%増加、支出は29億4,828万9,000円、前年度比0.05%増加となりました。

収入においては、営業外収益は減少しておりますが、営業収益が増加となりました。支出においては、営業外費用は減少しておりますが、営業費用が増加しております。

第4条資本的収支では、収入は1億8,962万円、前年度比171.97%増加、支出は13億7,125万9,000円、前年度比17.50%増加となりました。

収入においては、関係市負担金、補助金、工事負担金及び分担金が増加しております。

支出では、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、配水設備改良費及び企業債償還金は減少しておりますが、工事請負費、原浄水設備改良費、事務費及び営業設備費は増加しております。

第5条は、一時借入金の限度額、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第7条は、他会計からの補助金、第8条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところです。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大嶋達巳君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第5号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条番号の繰下げがございましたので、引用部分の整理を行うものでございます。

第1条は、桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例、第5条中、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

次に、第2条は、桶川北本水道企業団監査委員条例、第4条中、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

次に、第6号議案 桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行うとともに、主務大臣を改めるものでございます。

第1条は、桶川北本水道企業団給水条例、第5条及び第38条第2項並びに第41条中、「厚

生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に、第2条は、桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例、第4条中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

次に、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

初めに、1ページ、2ページにございます第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、2ページにございます第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的支出の不足額及び補填財源の一部に変更が生じておりますので、改めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億7,066万6,000円を10億1,808万2,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,629万7,000円を6,822万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億712万3,000円を6億7,261万3,000円に改めるものでございます。

次に、第4条は、債務負担行為をすることができる事項として、業務委託5件と物品購入1件の期間と限度額を定めたものでございます。

次に、4ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款項目となっております目の項目で申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出になります。

まず、収入でございます。

1、営業収益の2、受託工事収益でございますが、当初予定になかった公共下水道工事に伴う切り回し工事が発生したことにより366万円増額し、2,466万2,000円とするものでございます。

次に、3、分担金でございますが、一般住宅の申込み件数が当初見込みよりも多かったことにより2,578万6,000円増額し、9,065万円とするものでございます。

次に、2、営業外収益の4、雑収益でございますが、水道メーターの下取り評価額が当初見込みを上回ったことにより650万円増額し、993万6,000円とするものでございます。

水道事業収益の合計は31億1,375万1,000円になるところでございます。

次に、5ページにまいりまして、支出でございます。

1、営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料と動力費と薬品費で不用額が生じたので7,233万円減額し、11億9,090万6,000円とするものでございます。

次に、2、配水及び給水費でございますが、委託料と材料費で落札率による不用額の発生や、印刷製本費で不用額が生じたので、337万6,000円減額し、4億4,825万5,000円とするものでございます。

次に、3、受託工事費でございますが、工事請負費と路面復旧費で不用額が生じたので、305万円減額し、2,373万円とするものでございます。

次に、8、資産減耗費でございますが、繰越し工事等の追加により当初見込みを上回りましたので、53万3,000円増額し、1,603万3,000円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、令和5年度決算見込み結果に基づき、消費税が不足となるため、5,784万5,000円増額し、7,060万円とするものでございます。

次に、3、特別損失の1、過年度損益修正損でございますが、過年度における減価償却費の計上不足により、新たに1,411万円計上するものでございます。

水道事業費の合計は29億4,714万8,000円になるところでございます。

次に、6ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げてまいります。

同じく目の科目で申し上げてまいります。

4、分担金の1、分担金でございますが、一般住宅の申込み件数が当初見込みより多くなったことにより1,105万1,000円増額し、3,885万円とするものでございます。

資本的収入の合計は1億9,958万2,000円になるところでございます。

次に、支出でございます。

1、建設改良費の2、配水設備費でございますが、布設距離が短くなったこと等により770万円減額し、8,851万円とするものでございます。

次に、3、配水支管整備費でございますが、配水支管整備費と路面復旧費に不用額が生じたので、1,210万円減額し、1億503万9,000円とするものでございます。

次に、5、原浄水備改良費でございますが、予定していた業務委託の未発生により1,873万3,000円減額し、5,359万円とするものでございます。

次に、8、営業設備費でございますが、量水器費で水道メーター購入単価が想定よりも低かったことにより300万円減額し、3,200万6,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は12億1,766万4,000円になるところでございます。

次に、7ページ、8ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、8ページの一番下にございます資金期末残高を28億1,858万4,000円と予定したところでございます。

次に、9ページの債務負担行為に関する調書でございますが、業務委託5件と物品購入1件の限度額と令和6年度の支出義務発生予定額と財源について、収益的収入と定めたものでございます。

以上で第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

次に、第8号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

お配りしております予算書と予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけましては、先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げておりますので、若干文書について補足説明をさせていただきます。

2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億8,163万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,901万9,000円、減債積立金4,655万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金10億3,606万4,000円で補てんするという内容でございます。

第5条が、一時借入金の限度額、第6条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億3,263万4,000円、(2)の交際費、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計で45万円でございます。

第7条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当の支給に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰出しを受けているものでございます。

第8条が、たな卸資産購入限度額、水道メーター等の購入分でございますが、8,110万5,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、令和6年度の予算実施計画でございます。

款項目までの予定額が記載されております。

このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして説明させていただきたいと思っておりますので、内訳書のほうをご覧いただきたいと思っております。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入でございます。

1、水道事業収益、本年度予定額30億8,625万1,000円で、前年度と比較しまして844万6,000円の増加となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げます。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げます。

いますので、よろしくお願いたします。

初めに、1の給水収益26億5,746万7,000円、こちらは水道料金収入でございます。有収水量1,427万1,500立方メートル、単価169円28銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益2,297万7,000円、こちらは給水工事箇所路面復旧費と、公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入及び手数料収入でございます。

次に、3の分担金8,801万1,000円、こちらは新規利用分の分担金でございます、営業収益といたしましては分担金収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金9,080万9,000円でございますが、こちらは桶川市及び北本市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億2,442万8,000円でございますが、このうち長期前受金戻入が2億1,941万2,000円で、営業外収益のほとんどが長期前受金戻入となっております。

次に、3ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額29億4,828万9,000円で、前年度と比較しまして143万2,000円増加となっております。

こちらにも予算額の大きい主な項目を申し上げてまいります。

初めに、1の営業費用の1、原水及び浄水費12億5,027万3,000円でございますが、浄水課職員5名と再任用職員1人の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費でございます、合計で4,828万2,000円を予定しております。

次に、4ページにまいりまして、委託料9,749万1,000円でございますが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用と水質検査費用となっております。

次に、修繕費3,665万4,000円でございますが、こちらは浄配水場設備の修繕工事を予定しております。

次に、動力費1億6,209万4,000円でございますが、各浄配水場、取水井、端末等の電気料金でございます。

次に、受水費8億8,797万4,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用といたしまして、受水量1,306万6,500立方メートル、単価につきましては61円78銭で、前年度と同単価でございます。

次に、2の配水及び給水費4億3,442万5,000円でございますが、施設課職員7名と給水課職員5名と再任用職員1人の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で9,804万4,000円を予定しております。

次に、5ページにまいりまして、委託料9,249万7,000円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付の委託費等を予定しております。

次に、修繕費2億310万3,000円でございますが、こちらは、主なところは配給水管等の漏水修理に1億3,589万9,000円、水道メーターの検定満期取替え費用等に5,154万8,000円、漏水等に伴う布設替え工事に880万円を予定しております。

次に、6ページにまいりまして、路面復旧費3,696万円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

次に、3の受託工事費1,711万1,000円でございますが、給水課職員1人の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で604万8,000円を予定しております。

次に、工事請負費247万5,000円でございますが、公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

次に、7ページにまいりまして、路面復旧費724万9,000円でございますが、給水取出し箇所の路面復旧費用となっております。受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいる工事でございます。

次に、4の業務費1億5,720万円でございますが、業務課職員5名の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で3,874万5,000円を予定しております。

次に、通信運搬費1,168万1,000円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

次に、委託料で1億321万1,000円でございますが、こちらは水道料金徴収に関する委託費用でございます。主なところでは、給水契約の受付から検針及び収納業務までを一括委託する水道料金等徴収関係業務委託6,270万円、8ページにまいりまして、水道の開閉栓を行う使用開始・中止等業務委託1,512万6,000円となっております。

次に、5の議会費598万円でございますが、こちらは議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、それから旅費ですとか委託料等を予定させていただいております。

次に、6の総係費1億7,133万7,000円でございますが、初めに、それぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、9ページにまいりまして、事務局及び総務課職員13名と再任用職員1人の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で1億114万2,000円を予定しております。

次に、10ページにまいりまして、委託料1,935万円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関連の費用を予定しております。

次に、11ページにまいりまして、退職手当負担金1,981万円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払っております負担金でございます。

次に、12ページにまいりまして、7の減価償却費8億5,823万7,000円でございますが、こちらの大部分は配水管等の構築物が占めております。

次に、13ページにまいりまして、8の資産減耗費3,931万5,000円でございますが、こちらは固定資産除却費が3,797万9,000円で、主に配水管等の除却の費用でございます。

次に、2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費291万5,000円でございますが、こちらは企業債利息と借入金利息でございます。

次に、2、消費税は435万5,000円でございます。

次に、3、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、14ページにまいりまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

1、資本的収入、本年度予定額1億8,962万円で、前年度と比較いたしまして1億1,989万9,000円の増加となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金1,186万8,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について、桶川市及び北本市よりご負担をいただいているものでございます。

次に、補助金の県補助金1,018万円でございますが、こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございます、埼玉県から交付されているものでございます。

次に、工事負担金1億2,985万3,000円でございますが、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございます、主に区画整理事業に伴う配水管布設替え工事の負担金でございます。

次に、分担金3,771万9,000円でございますが、こちらは分担金収入の30%となっております。

次に、15ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額13億7,125万9,000円で、前年度と比較しまして2億423万8,000円の増加となっております。

初めに、1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費2億5,362万1,000円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替え工事費でございます、施設課職員3名の給与費も含んだものとなっております。

下から2番目の配水設備費2億570万円でございますが、こちらは配水管布設工事で6件を予定しております。

次に、16ページにまいりまして、2、配水設備費6,535万1,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用で4件を予定しております。

次に、3、配水支管整備費9,570万円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設工事を6件予定しております。

次に、4、工事請負費1億8,326万円でございますが、こちらは委託による配水管等の布設工事費でございますが、主に区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事を7件予定しております。

次に、5、原浄水設備改良費3億388万7,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用といたしまして、浄水場電気設備更新工事と配水場電気設備設計業務委託等を予定しております。

次に、6、配水設備改良費2億9,899万5,000円でございますが、こちらは主に江川調節池整備に伴う配水管布設工事等を予定しております。

次に、7、事務費1,847万6,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございますが、施設課職員2人の給与費を含んだものとなっております。

次に、17ページにまいりまして、8、営業設備費1億541万3,000円でございますが、水道メーターの購入費用と備品等の購入費用でございます。上下水道料金給水管理システムの更新と上水道管路管理システムと給水タンク車の更新を予定しております。

最後に、2、企業債償還金の1、企業債償還金4,655万6,000円でございますが、こちらは企業債の元金償還金でございます。財務省財政融資資金と地方公共団体金融機構に元金を返済するものでございます。

また予算書のほうに戻っていただきまして、予算書の8ページをご覧いただきたいと思っております。

予算書の8ページから9ページにかけましては、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、令和5年度と令和6年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

続きまして、10ページは給与費明細書でございます。

こちらの括弧書きは再任用短時間勤務職員の外書きで、令和6年度は1名の予定でござい

ます。一般職の職員は43名で、1名の増でございます。

前年度と比較いたしまして、給料は327万円の増、手当は609万7,000円の増、法定福利費は343万5,000円の増でございます。合計で1,280万2,000円の増加となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減を表したものとなっております。

次に、11ページは、2、給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の327万円の増でございますが、給料改定に伴う増減分、昇給に伴う増加分、その他の増減分にそれぞれ記載されております。

また、手当につきましても、制度改正に伴う増減分とその他の増減分とそれぞれ記載をさせていただきます。

次に、12ページにまいりまして、こちらから15ページまでは給料及び手当の状況が記載されております。

12ページは、(1) 職員1人当たり給与、(2) は初任給でございます。13ページは、(3) 級別職員数、14ページは、(4) 昇給、(5) 特殊勤務手当、15ページは、(6) 期末手当、勤勉手当、(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当、(8) その他の手当についてそれぞれ記載させていただきます。

次に、16ページにまいりまして、こちらは継続費に関する調書でございます。川田谷浄水場の電気設備の更新工事と監理委託の令和5年度から令和7年度までの年割額等を定めたものと、江川調節池整備に伴う配水管布設工事の令和5年度と令和6年度の年割額等を定めたものでございます。

次に、17ページにまいりまして、こちらは債務負担行為に関する調書でございます。業務委託5件と物品購入1件の限度額と、当該年度以降の支払い義務発生予定額とその財源について定めたものでございます。

次に、18ページから20ページにかけては、令和6年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは令和7年3月31日現在の財政状況を表しているものでございます。

19ページの一番上にございます2、流動資産の(1) 現金預金の21億228万7,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したのとなっております。

20ページにございます資本の部、7、剰余金の(2) 利益剰余金のロ、当年度未処分利益剰余金を2億3,503万2,000円と予定したところでございます。

次に、21ページにまいりまして、令和5年度の予定損益計算書でございます。こちらは経

営成績の予定を表したものでございます。令和5年度の純利益は、22ページにございます、上から2行目になりますが、1億5,176万6,000円を予定したところでございます。

次に、23ページから25ページにかけましては、令和5年度の予定貸借対照表でございまして、令和6年3月31日現在の財政状況を表したものでございます。

24ページの一番上にございます2、流動資産の(1)現金預金の28億1,858万4,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期首残高と一致したのとなっております。

25ページの下から5行目にございます当年度未処分利益剰余金を4億2,923万3,000円と見込んだものでございます。

次に、26ページから27ページにかけましては注記でございしますが、財務諸表を作成するに当たり採用いたしました会計処理の基準及び手続を注記として開示したのとなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(大嶋達巳君) ここで暫時休憩いたします。

再開は午前10時5分といたします。

(午前 9時52分)

○議長(大嶋達巳君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時04分)

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長(大嶋達巳君) 日程第6、議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大嶋達巳君) なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第6号議案 桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第8号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

砂川和也議員。

○4番（砂川和也君） では、何点か質問させていただきます。

予算書の16ページから、継続費に関する調書から、川田谷浄水場電気設備更新工事の工事概要並びに工事時期、入札状況、工事による効果を伺います。

2点目、同じページになりますが、江川調節池整備に伴う配水管布設工事の工事概要、工事時期、入札状況、工事による効果を伺います。

また、当初予算よりも工期が短縮されていることがうかがえます。それに伴い、金額が増加となっておりますので、その理由について説明を求めます。

次に、予算書17ページに移りまして、債務負担行為に関する調書から、各業務委託の委託内容について伺います。

続きまして、予算内訳15ページ、令和6年度に予定している石綿セメント管更新工事の予定箇所、予定更新距離について伺います。

同じく予算内訳書の17ページ、備品購入費、こちらにあります給水タンク車の予算について説明を求めます。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（大嶋達巳君） 砂川和也議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 予算書の16ページ、継続費に関する調書から、川田谷浄水場電気設備更新工事についてお答えします。

工事概要につきましては、川田谷浄水場P C棟電気室の主要な電気盤である変圧器盤、配水ポンプ盤、配水ポンプ可変速制御盤、自動制御盤及び計装盤など21面の盤を更新いたします。また、R C棟の電気室に分岐盤及び切替盤を設置いたします。

工事時期及び入札状況につきましては、令和5年6月30日から令和8年3月20日までの3か年の工事期間としており、一般競争入札を行い、受注者と契約いたしました。

工事による効果につきましては、設置後35年が経過している設備を更新することにより、経年劣化に伴う故障を未然に防ぐことができ、より一層の安定した水道水の供給が行えます。また、分岐盤及び切替盤により非常用自家発電機からの電力供給がR C棟側、P C棟側へと切替え可能になりますため、突発的な故障などに対応することができます。

以上でございます。

続きまして、予算書17ページ、債務負担行為に関する調書から、各業務委託の委託内容についてお答えします。

まず、水質検査等業務委託につきましては、法令に基づき、定期及び臨時の水質検査、浄水場業務従事者の腸内細菌検査などを行う業務でございます。

供給している浄水につきましては、桶川市いずみの学園、桶川市舎人公園、北本市文化センター、北本市商工会館の4か所の水質検査を行い、安全で安心な水道水の供給を図るものでございます。

次に、電気設備保安管理業務委託につきましては、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、各浄配水場の電気工作物の保安管理を行う業務でございます。電気工作物の定期点検、工事の立会い及び突発的な故障の対応などを行い、保安を確保するものでございます。

最後に、浄配水場等苑地管理業務委託につきましては、各浄配水場及び取水井の除草、芝生の刈り込み及び樹木の剪定などを行う業務でございます。水道水を供給している施設のため、年間を通じて管理を行い、施設の衛生及び美観を保つものでございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 予算書16ページ、継続費に関する調書から、江川調節池整備に伴う配水管布設工事の工事概要、工事時期、入札状況、工事による効果についてお答えいたします。

工事の概要は、G X型ダクタイル鋳鉄管450ミリを541メートル布設し、ステンレス管450ミリを42.8メートル、橋梁に添架します。

工事の時期は、添架部分を除き、令和6年1月30日から令和7年3月20日が契約工期となっております。また、添架部分については、令和6年3月22日開札、4月4日を契約日とする予定になっていきますので、工事の時期はそれ以降になります。

入札状況につきましては、橋梁添架部分を除いた部分を4工区に分け、ダイレクト型制限つき一般競争入札で行いました。応札者は延べ20社でございます。

工事による効果としましては、埼玉県が進める江川調節池整備工事が進展するということが挙げられるかと思えます。

また、当初予算と比較しての工期の短縮及び金額の増額の理由についてお答えします。

工期の短縮については、橋梁添架部分の着工が令和6年度にできる見通しが立ったため短縮となったものでございます。

次に、金額の増額については、令和5年度当初予算作成時において埼玉県発注の橋の設計が遅延していたため、概算で予算計上をしていたもので、令和6年度予算作成時においては橋梁添架部分の詳細設計が終了しており、その結果、増額となったものでございます。

続きまして、予算書17ページ、債務負担行為に関する調書から、各種業務委託のうち、漏水調査業務委託及び水道管内洗浄業務委託の内容についてお答えします。

まず、漏水調査業務委託です。

こちらは戸別・路面調査と一般発生調査の2つがあり、戸別・路面調査は、給水区域内の5万1,700戸を対象とした戸別音聴調査、管路580キロメートルを対象とした夜間管路路面音聴調査、鉄道8か所、国道12か所の横断部分を対象とした調査及び水圧測定調査となっております。

なお、令和4年度の実績では、この調査によって108件の漏水が発見されました。

次に、一般発生調査です。こちらは市民から連絡があった漏水について、漏水箇所を特定するための調査を行うものです。また、水質の悪化しやすい末端の排水作業も含まれています。

次に、水道管内洗浄業務委託です。

こちらは、水質苦情の原因となる水道管内の夾雑物の除去と、停滞水による水質の悪化を防止することを目的として、夜間に排水作業を行うものです。

JRの線路を境界として、桶川市東側全域、川田谷を除く桶川市西側、川田谷と北本市西側全域、北本市東側全域の4つの区域に分け、1年に1区域ずつ行っています。令和6年度については、川田谷を除く桶川市の西側を対象としています。

予算内訳書15ページ、令和6年度に予定している石綿セメント管更新工事の予定更新箇所及び更新距離についてお答えします。

全部で6か所ございます。

1番目、桶川市川田谷地内、GX型ダクタイル鋳鉄管を61メートル布設する予定でございます。

2番目、北本市下石戸下地内、県道東松山桶川線車道部の石綿セメント管350ミリを約80メートル撤去し、北本市道に工事請負費でGX型ダクタイル鋳鉄管350ミリを135メートル布設する予定でございます。

3番目、北本市下石戸下地内、県道東松山桶川線の歩道部分に、GX型ダクタイル鋳鉄管100ミリを157メートル布設する予定でございます。

4番目、北本市下石戸下地内、区画整理により廃道予定の道路に布設されている石綿セメント管100ミリを100メートル撤去し、工事請負費でGX型ダクタイル鋳鉄管100ミリを220メートル布設する予定でございます。

5番目、北本市西高尾3、6丁目地内、GX型ダクタイル鋳鉄管100ミリを140メートル布設する予定でございます。

6番目、北本市中央3丁目地内、GX型ダクタイル鋳鉄管100ミリを134メートル布設する予定でございます。

令和6年度に予定されている更新工事が完了した時点で、石綿セメント管の残存距離は約8,200メートルになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 予算内訳書17ページ、1、備品購入費、給水タンク車の予算についてお答えします。

当企業団では現在給水タンク車を2台保有しておりますが、そのうちの1台は平成8年度に購入したもので、26年以上が経過しております。万一故障が発生した場合には修理用部品が入手できるか、修理できるか分からない状況でありますので、買換えを予定しております。

給水タンク車の仕様につきましては、小型2トン車をベースに、タンク容量を1,700リットルから1,800リットルとし、車両のエンジンを動力源としたポンプを採用し、加圧して配水できる車両一体型の給水タンク車を考えております。

なお、納車時期につきましては、ベース車両の供給状況が改善されていないため、契約を

してから1年以上がかかる場合もあるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 2回目の質疑を許可します。

砂川和也議員。

○4番（砂川和也君） まずは、丁寧なご答弁ありがとうございました。

川田谷浄水場電気設備更新工事について再質問させていただきます。

答弁より、経年劣化による故障を未然に防ぐことで、安定した水道供給を行うことができるとありました。大変心強く感じました。

今回、能登半島地震を機に、桶川と北本の6割を担っている川田谷浄水場の現状がどのようになっているのか、事前に見させていただきました。ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

今回、施設見学を行う上で、災害を視点に見学と質問をさせていただきました。災害対策として、現在非常電源の確保や、それに伴う燃料の確保がされておりました。また、PCタンクの緊急遮断弁装置、また、建物の耐震化などを実際に見て説明を聞くことができました。これによって私のほうも安心する部分がありました。

しかし、その反面、現地を見ていく中で心配な点も出てきました。それは、大量の水が通っている大きな配管のさびです。それは1か所だけではなく、建物内の配管のさびや壁面にぶつかっている配管のさび、それに伴うであろう壁の補修箇所、また、建物から露出した配管のさび、こちらは特に浸食が進み、特殊な金具で補強されているとはいえ、とても心配になりました。

今後の更新計画を伺ったところ、川田谷浄水場の電気設備工事の後、加納配水場の電気工事を予定しているとありました。それが3年と考え、もしその次に川田谷浄水場の配管の更新を行った場合でも、約10年は先になるのかなと感じました。

そこで伺いますが、現状のような配管で安定した水の供給を行うことができるのかお伺いします。また、もし大きな地震が発生しても安定した水量が供給できるのでしょうか。基本方針にもあるように、強靱な水道供給を目指していただきたく再質問しましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶋達巳君） 砂川和也議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 砂川議員の2回目の質問についてお答えします。

川田谷浄水場電気設備更新工事を完成させることにより、機器の故障リスクを大幅に減少させるものと考えています。

また、令和6年度に予定しております川田谷浄水場気中負荷開閉器及び高圧引き込みケーブル工事におきまして、老朽化した受電設備を更新することにより、安定した電力供給を確保します。

経年による老朽化に対しましては、これまで計画的に機器のオーバーホールや消耗部品の交換、補強工事などを行い、設備能力維持に必要な対応を取ってまいりました。今後も計画的な設備更新や整備を実施するとともに、施設の継続的な点検を通して予防保全に努め、基幹浄水場である川田谷浄水場の安定した運用を行っていきたいと考えております。

もし大規模地震が発生した場合には、2号P C配水池に設置してあります緊急遮断弁の作動により、約5,000立方メートルの水を確保できます。配水系統の施設を確認し、問題なく供給できるようでしたら配水を行い、配水系統の破損が発生した場合には、応急給水栓より水の供給をいたす予定でございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、砂川和也議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、高橋誠議員の質疑を許可いたします。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） 2番、高橋誠。議長に発言の許可をいただきましたので、1点質問させていただきますと思います。

内訳書10ページ、これ広告料の中に親子水道教室38万3,000円が、令和5年度にはないものとして計上されております。これについて説明をいただきたいと思います。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 内訳書10ページ、広告料の親子水道教室についてお答えします。

当企業団では、毎年8月1日の水の日から始まる水の週間の期間中に親子水道教室を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染対策により、令和2年から4年間、事業を中止しておりました。しかし、令和6年度から事業を再開することといたしました。

親子水道教室は平成11年から実施している事業で、親子で水道水の水源であるダムを見学し、また、川遊びなどを通して水に触れ合い、限りある資源である水に対して関心を深めていただき、その貴重さや大切さを楽しく学んでいただくことを目的としております。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 2回目の質疑を許可いたします。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） 2番、高橋誠。

ご答弁どうもありがとうございました。

コロナ禍でできなかったということで、今年から再開をするということで、この親子水道教室の具体的な内容、事業内容についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 親子水道教室の内容についてお答えします。

親子水道教室は、8月の水の週間の期間中に、桶川市及び北本市在住の小学生2名以内とその保護者1名を一組として、40名を募集して、大型バスを借り上げて実施します。

行程は、朝こちらの中丸浄水場を出発して、秩父にございます浦山ダムを見学し、川遊びなどを行い、夕方この中丸浄水場に帰ってくるものでございます。

バスの中では水の話や水に関するDVDなどを見ていただき、水の恵みや水資源の有限性など、水の大切さについて理解と関心を深めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、高橋誠議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（大嶋達巳君） 日程第7、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 大 嶋 達 巳

署 名 議 員 山 中 敏 正

署 名 議 員 に っ ま 亮

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
5	桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について	2月19日	原案可決
6	桶川北本水道企業団給水条例及び桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	2月19日	原案可決
7	令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について	2月19日	原案可決
8	令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月19日	原案可決